

第1章 総則

第1 目的

この基準は、消防法第7条の規定に基づく消防同意の審査に係る必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的に定めるものとする。

第2 運用上の留意事項

本基準は、消防機関として有する火災等の災害にかかる知見或いは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当市が付加した行政指導事項も含まれているため、行政指導に際しては、関係者に説明を十分に行い、任意の協力を得た上で指導すること。

第3 用語の説明

- 1 法：消防法（昭和23年7月24日 法律第186号）
- 2 令：消防法施行令（昭和36年3月25日 政令第37号）
- 3 規則：消防法施行規則（昭和36年4月1日 自治省令第6号）
- 4 条例：火災予防条例（昭和55年6月30日 小牧市条例第39号）
- 5 危険物政令：危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日 政令第306号）
- 6 危険物規則：危険物の規制に関する規則（昭和34年9月29日 総理府令第55号）
- 7 建基法：建築基準法（昭和25年11月16日 法律第201号）
- 8 建基令：建築基準法施行令（昭和25年11月16日 政令第338号）
- 9 主要構造部：建基法第2条第5号に規定する壁、床、はり、屋根又は階段（構造上重要でない間仕切壁、間柱、揚げ床、最下段の床、小はり、ひさし、局部的な階段、屋外階段等を除く。）
- 10 耐火構造：建基法第2条第7号に規定する構造
- 11 準耐火構造：建基法第2条第7号の2に規定する構造
- 12 防火構造：建基法第2条第8号に規定する構造
- 13 耐火建築物：建基法第2条第9号の2に規定する建築物
- 14 準耐火建築物：建基法第2条第9号の3に規定する建築物
- 15 不燃材料：建基法第2条第9号に規定する建築材料
- 16 準不燃材料：建基令第1条第5号に規定する建築材料
- 17 難燃材料：建基令第1条第6号に規定する建築材料
- 18 防火戸：建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸
- 19 特定防火設備である防火戸：建基令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸
- 20 ドレンチャー設備：建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるドレンチャー
- 21 令第8条：防火対象物が「開口部のない耐火構造の床又は壁（鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造、壁式プレキャストコンクリート造及びプレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢か容易に位置構造等が変更できないもの。）で区画」されているときは、その区画された部分は、令第2章第3節（設置及び維持の技術上の基準）規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。
注：ALC板、コンクリートブロック、プラスターボード等容易に構造等の変更ができる材料を使用しての区画は、令第8条の区画としては認められない。
- 22 令第9条：消防用設備等の設置については、一般的には棟単位であるが、その例外規定がこの令第9条である。令別表第1（16）項に掲げる防火対象物にあっては、それぞれの用途ごとに一の防火対象物とみなして、令で定める消防用設備等の設置の基準が適用される。ただし、次の規定については除外される。
 - ・スプリンクラー設備（令第12条第1項第3号及び第10号から第12号まで）

小牧市消防用設備等の指導基準

第1章 総則

- ・自動火災報知設備（令第21条第1項第3号、第7号、第10号及び第14号）
 - ・ガス漏れ火災警報設備（令第21条の2第1項第5号）
 - ・漏電火災警報器（令第22条第1項第6号及び第7号）
 - ・非常警報設備（令第24条第2項第2号並びに第3項第2号及び3号）
 - ・避難器具（令第25条第1項第5号）
 - ・誘導灯（令第26条）
- 23 高層建築物（法第8条の2）：高さ31mを超える建築物
- 24 防災センター等（規則第12条第1項第8号）：防災センター、中央管理室（建基令第20条の2第2号）、守衛室その他これらに類する常時人のいる場所

第4 基準の適用範囲

この基準適用の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物のうち、適用後の規定に適合しないものについては、従前の例によることとするが、この基準を適用して差し支えない。

第5 改正経過

- 1 令和3年4月1日
「消防用設備等の指導基準の改正について」（2小消予第1518号）
- 2 令和4年1月26日
「消防用設備等の指導基準の一部改正について」（3小消予第858号）
- 3 令和4年9月30日
「消防用設備等の指導基準の一部改正について」（4小消予第988号）
- 4 令和4年12月27日
「消防用設備等の指導基準の一部改正について」（4小消予第1514号）
- 5 令和5年2月17日
「消防用設備等の指導基準の一部改正について」（4小消予第1778号）